

第4章 災害医療対策

【現状と課題】

現 状	課 題
<p>1 医療圏の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当医療圏の5市5町は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する地震防災対策強化地域、及び、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。 ○ 当医療圏には、石油コンビナート等災害防止法における特別防災区域があります。 ○ 中部国際空港では、毎年医療機関や消防等の関係機関が参加して医療救護訓練を実施しています。 <p>2 平常時における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛知県地域防災計画（風水害等災害対策計画、地震災害対策計画、原子力災害計画）、愛知県石油コンビナート等防災計画（東海市域、知多市域・半田市域・武豊町域）、大規模災害時初動活動マニュアル、市町村災害時要援護者支援体制マニュアル、地域における健康危機管理手引書、市町地域防災計画を作成しています。 ○ 多くの市町は、災害時の医療対策について、医師会、歯科医師会、薬剤師会と協定を結んでいます。 ○ 保健所では、「災害時保健活動マニュアル」を作成し、地域の体制整備に向け、各市町の災害時保健活動マニュアル作成の支援や研修会を実施しています。 ○ 病院では、防災マニュアルを作成しています。 ○ 中部国際空港（株）では、空港及び空港周辺での航空機事故の発生に備え中部国際空港緊急計画を作成しています。 また、航空機事故発生時の多数負傷者へのトリアージ活動等を迅速、円滑に実施するため、県医師会、日本赤十字社愛知県支部、県歯科医師会と医療救護協定を締結しています。（図4-①） ○ 平成25年10月1日現在、災害拠点病院として市立半田病院が地域中核災害拠点病院に、厚生連知多厚生病院が地域災害拠点病院 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東海地震、東南海・南海地震の広域的災害及び航空機事故などの局地的災害発生時における救急医療体制について、医療機関、消防等関係機関の連携を一層推進する必要があります。 ○ 万一の事故に備えて、今後とも、医療救護体制の周知徹底を図り、訓練を実施する必要があります。 ○ 市町においてもその地域特性に応じた災害時保健活動マニュアルを作成する必要があります。 ○ 災害時要援護者（高齢者、障害者（身体・知的・精神）、乳幼児等）の救護について、市町等との連携を強化する必要があります。 ○ 当医療圏は、地域災害拠点病院をさらに1か所整備することが必要です。

に指定されており、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療や被災した地域への医療支援を行います。

- 大規模災害時に当医療圏に医療チームの配置調整等を行う知多半島医療圏災害医療対策会議を設置することから、平常時から、地域における課題等について検討するため知多半島医療圏災害医療部会を設置しています。

- 大規模災害時に備えて、当医療圏の医療に関する調整を担う災害医療コーディネーターとして、市立半田病院と厚生連知多厚生病院から地域災害医療コーディネーターを任命しています。

- 東海・東南海地震などの大規模災害の急性期（発災後 48 時間以内）に、消防機関による救出活動と連携して医療活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）が、市立半田病院及び厚生連知多厚生病院において編成されています。

- 当圏域では平成 24 年度より、地域中核災害拠点病院である市立半田病院を事務局として災害時に地域の医療資源を最適化するために、「知多半島医療圏災害連携会議」を立ち上げ病院間の役割・連携について協議し、情報の共有を図っています。

- 平成 24 年 4 月 1 日現在、緊急時の搬送体制として、愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場が 14 か所、緊急時のヘリコプター離着陸可能場所が 82 か所、指定されています。

（表 4-1）

- 東日本大震災における災害医療対策の課題を踏まえ、国において災害拠点病院の指定要件の見直しなどが行われたため、新たに定められた指定要件を満たすよう、地域医療再生基金を活用して、災害拠点病院の機能強化を図ることとしています。

3-1 発災時対策

【発災直後から 72 時間程度まで】

- 当医療圏の、被災地の負傷者に対する適切な医療の提供と被災地の医療機関の支援を図るため、知多半島医療圏災害医療対策会議を迅速に設置します。

- 保健所は、関係機関と連携して地域の医療機関の被災状況、避難所等の医療ニーズ及び医療資源の情報を収集します。

- 当医療圏では、知多半島医療圏災害医療対

- 大規模災害に備え、災害時に迅速に知多半島医療圏災害医療対策会議を設置するため、設置手順や関係機関との連携等具体的な作業内容について計画を策定しておく必要があります。

- 当圏域では 3 方海に囲まれており、災害発生後に知多半島にアクセスするルートが限られているため、さまざまなネットワークの確立が必要です。

- 保健所及び災害医療コーディネーターを中心に、超急性期から、当医療圏内の災害拠点病院間の連携や災害拠点病院と地域の医療機関、医療関係団体、消防機関、市町等の関係機関との連携を強化する必要があります。

- 医療機関の被災状況等に応じて、入院患者の転院調整や患者搬送を調整する体制の整備が必要です。

策会議にて、情報収集及び医療の調整を行います。

- 災害拠点病院は、災害時の医療救護活動の拠点となって、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療に対応するとともに、患者の受入れ及び搬出を行う広域医療搬送に対応します。
- 災害のため、医療、助産機能が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、地元医師会、重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能及び自己完結型の医療救護班の派遣機能などを持つ災害拠点病院（市立半田病院、厚生連知多厚生病院）が臨時応急的に医療又は助産を施すこととしています。

3-2 発災時対策

【発災後概ね 72 時間から 5 日間程度まで】

- 災害の規模及び患者の発生状況により、県は市町の要請により医師会、日赤等に医療救護班の出勤を依頼し、救護所、避難所などにおける巡回診療を行うこととしています。
- 傷病者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関によることとしています。
- 医薬品その他の衛生材料は、最寄りの販売業者等から調達することを原則としていますが、県では、平成 8 年度から大規模災害発生時における医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料について、医薬品等安定供給対策により、通常の流通在庫に上乗せしたランニング備蓄を実施しており、地域で不足する場合は、県（災害医療調整本部）と連携して調達を行います。
- 保健所及び市町の保健師、歯科衛生士は、連携・協力して、保健活動を開始します。
- 保健所及び市町は、連携・協力して、主に避難所における災害時要援護者や被災住民への健康相談、歯科保健相談、精神保健福祉相談、栄養指導等の保健活動を推進するための人的・物的確保を行います。
- 地域歯科医師会は巡回診療、救護所での診療など歯科保健医療活動に協力し、また、県警察等から身元識別のため応援要請があるときは、身元確認活動に協力することとしています。

3-3 発災時対策

【発災後概ね 5 日目程度以降】

- **知多半島医療圏**災害医療対策会議におい

- **知多半島医療圏**災害医療対策会議において、関係機関が、連携して活動を行う体制の整備が必要です。また、DMATから医療をシームレスに引き継ぐことが必要です。

- **知多半島医療圏**災害医療対策会議に

て、県災害医療調整本部で派遣調整された、医療チームや心のケアチーム、保健師チーム、口腔ケアチーム等の配置調整を行います。

- 医療救護所や避難所における医療救護活動に加えて、心のケアチームや口腔ケアチームによる活動や保健活動を行います。
- 保健所は、管内の医療情報を収集し、医療の確保に努めるとともに、被災者の感染症発生動向調査、健康診断、防疫班の編成、感染症患者等に対する必要な措置、臨時予防接種、炊き出しの施設等における食品の衛生的取り扱い、その他についての監視指導、炊き出しに際しての栄養指導、避難者の健康相談等を行うこととしています。
- 市町は道路、溝渠、公園等公共の場所の消毒・清掃、家屋等の消毒、汚物堆積地帯等に対する殺虫、殺そ剤の撒布を行うこととしています。
また、生活の用に供される水の供給、避難所の防疫、臨時的予防接種、避難者の健康相談等を行うこととしています。

における各チームの連携体制の整備が必要です。

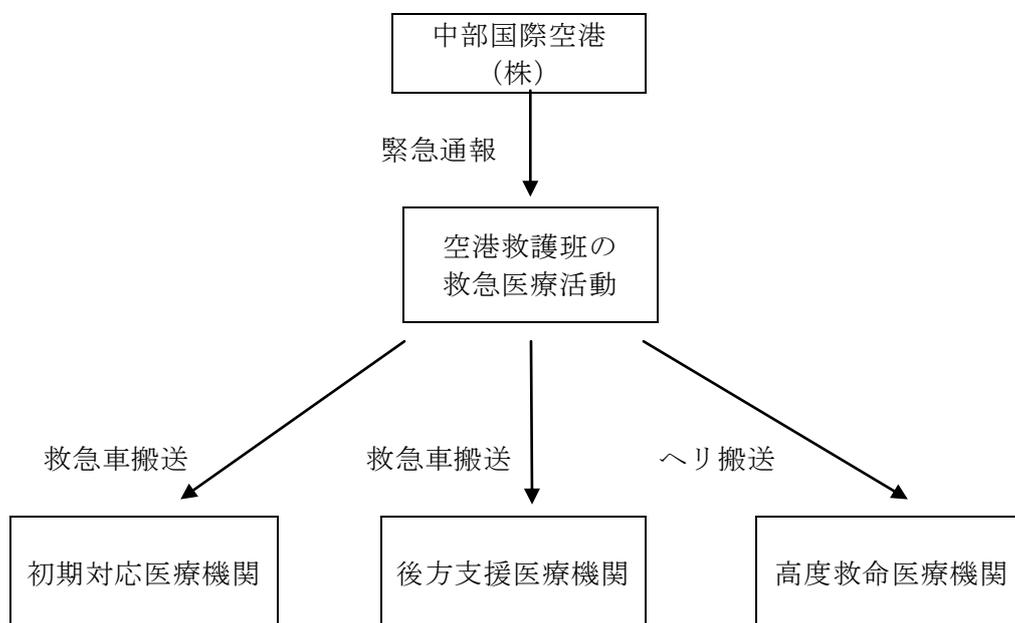
- 災害発生時における市町が行う防疫、健康相談等の効果的な対応のため、保健所との一層の連携が必要です。

【今後の方策】

- 平時から、知多半島医療圏災害医療部会において、災害発生時に市町、医療機関、消防機関など関係機関が連携した医療体制を迅速に確立できるよう検討します。
- 災害時に自らが被災することを想定し、災害拠点病院を始めとする医療機関において、被災直後の初動体制及び業務継続計画を含んだ災害対策マニュアルの作成を促します。
- 災害時に愛知県広域災害・救急医療情報システムを迅速かつ適切に運用するため、関係機関と訓練を実施します。
- 東海・東南海・南海地震等の大規模災害発生時に、災害医療コーディネーター、関係機関等が連携し、医療チーム等の派遣や配置調整などのコーディネート機能が十分に発揮できる体制の充実を図るため、関係者による検討を進めるとともに、大規模災害を想定した訓練を定期的実施します。
- 災害時要援護者の救護について、市町等との連携を強化します。

(参考図表)

図4-① 中部国際空港の医療体制（航空機事故）の概念



資料：中部国際空港緊急計画（平成25年3月）

表4-1 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所数

（平成24年4月1日現在）

区分	愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場	緊急時ヘリコプター離着陸可能場所
半田市	2	4
常滑市	2	21
東海市	2	12
大府市	1	16
知多市	1	7
阿久比町	1	1
東浦町	1	3
南知多町	3	7
美浜町	1	4
武豊町	0	7
当医療圏	14	82

資料：愛知県地域防災計画

<災害医療連携体系図の説明>

- 県は、災害医療調整本部を設置します。保健所は、地域の医療に関する調整を担う地域（知多半島医療圏）災害医療対策会議を設置します。なお、災害には、地震、風水害、火山災害、雪害等の自然災害から、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、大規模な事故による災害（事故災害）に至るまで様々な種類があります。
- 災害発災直後における医療救護活動は、DMATによる活動が中心となり、DMAT調整本部が、県内で活動するすべてのDMATを統制します。DMAT調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部と、DMAT・SCU本部を設置します。
- 災害医療調整本部と地域（知多半島医療圏）災害医療対策会議は、連携して医療機関の被災状況や避難所等の医療ニーズの把握・分析を行い、医療チームの配置や患者搬送、医薬品の供給等の調整を行います。
- 都道府県等への医療チームの派遣要請や受入れ、県全域の医療調整は災害医療調整本部において行い、地域における医療チームの配置や医薬品等の調整は、地域（知多半島医療圏）災害医療対策会議で行います。
- 災害発生後、時間の経過とともに、DMATの活動から次第に医療救護班による活動が中心となります。また、災害発生直後は重傷救急患者等への緊急医療が中心となりますが、次第に救護所や避難所での慢性期医療や、中長期では健康指導や医療機関の復旧支援等が中心となります。
- 県医師会の愛知県救急医療情報センターは、EMIS等により、医療機関における診療状況等の収集・発信を行い、災害医療調整本部や地域（知多半島医療圏）災害医療対策会議、医療機関等の活動を支援します。

※ 具体的な医療機関名は、県計画の別表に記載してあります。